

人事行政の運営等の状況について

1 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 休暇・休業・休職の概要

種類	内容		取得限度
年次有給休暇	年次有給休暇		前々年繰越日数(最大20日)＋前年繰越日数(20日)＋現年日数(20日)
公務傷病等休暇	公務災害、通勤災害による療養		療養に必要と認める期間
結核療養者の休暇	結核性疾患による療養		1年以内
私傷病休暇	私傷病による療養休暇		1年間で90日を超えない範囲で必要な期間。ただし、精神疾患等はさらに90日以内の延長可
生理休暇	生理日の就業が困難なとき		2日を超えない範囲内
産前産後の休暇	産前産後の休暇		産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内又は産後8週間以内
慶弔休暇	本人の結婚		7日以内
	妻の出産		3日以内
	忌引	配偶者	10日以内
		父母	7日以内
		子	5日以内
		祖父母	3日以内
		孫	1日以内
		兄弟姉妹	3日以内
		おじおば	1日
		おいめい	1日
		配偶者の父母	3日以内
		配偶者の子	1日
		配偶者の祖父母	1日
		配偶者の兄弟姉妹	1日
		配偶者のおじおば	1日
		配偶者のおいめい	1日
父母、配偶者及び子の祭日		年各1日	
介護休暇	親族の介護		連続する6月の期間内
	感染症による交通しゃ断又は入院		その都度必要と認める期間
	風水震災等による交通しゃ断		その都度必要と認める期間
	風水震災等による職員の現住居の滅失又は破壊		1週間以内でその都度認める期間
	その他交通機関の事故等の不可抗力の原因		その都度必要と認める期間

特別休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として出頭	その都度必要と認める期間
	選挙権その他公民権の行使	その都度必要と認める期間
	市役所の事務又は事業の停止(台風による事故防止を含む。)	その都度必要と認める期間
	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法による保健指導又は健康診査	・妊娠23週までは4週間に1回 ・妊娠24週から35週までは2週間に1回 ・妊娠36週以後出産までは1週間に1回 ・産後1年までは、その間に1回 ・医師等の特別の指示があった場合には、指示された回数
	生後満1年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等	1日2回それぞれ60分以内の時間
	子の予防接種法に基づく予防接種又は母子保健法に基づく健康診査	その都度必要と認める時間
	妊娠障害のため医師が勤務することを困難と認めた場合	2週間を超えない範囲内で必要と認める期間
	職員が骨髄移植若しくは末梢血幹細胞移植(ドナー休暇)	その都度必要と認める時間
	自発的な社会に貢献する活動(ボランティア)	5日以内
	夏季休暇	7月から9月までの期間内に3日 ただし、この期間の取得が困難な場合は6月から10月までの期間内
	リフレッシュ休暇	5日以内
	中学校就学の始期に達するまでの子の看護及び学校教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるもの等	5日(子が2人以上の場合は10日)
	男性職員が、出産に係る子又は上の子の養育	5日以内
	日常生活を営むのに支障があるものの介護	5日(要介護者が2人以上の場合は10日)
	その他市長が必要と認めた場合	その都度必要と認める時間
育児休業	出生時育児休業	子の出生後8週以内に4週間までの子の養育
	育児休業	3歳に達しない子の養育
	育児部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育

2 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和6年度)

(1) 分限処分者数

処分事由	根拠	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合	地方公務員法第28条第1項第1号					0
心身の故障の場合	地方公務員法第28条第1項第2号又は第2項第1号			3		3
職に必要な適格性を欠く場合	地方公務員法第28条第1項第3号					0
職制、定数の改廃、予算の減少による廃職、過員を生じた場合	地方公務員法第28条第1項第4号					0
刑事事件に関し起訴された場合	地方公務員法第28条第2項第2号					0
条例に定める事由による場合	地方公務員法第27条第2項					0
合計		0	0	3	0	3

(2) 懲戒処分者数

処分事由	根拠	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	地方公務員法第29条第1項第1号					0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	地方公務員法第29条第1項第2号					0

全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地方公務員法第29条 第1項第3号					0
合計		0	0	0	0	0

3 職員のサービスの状況(令和6年度)

(1) 職員の年次有給休暇の取得状況

総付与日数 A(日)	総取得日数 B(日)	全対象職員数 C(人)	平均取得日数 B/C(日)	取得率 B/A(%)
13,178	2,746	256	10.8	20.9

(注) 令和6年1月1日から令和6年12月31日を対象期間としたもの。

(2) 育児休業の取得状況

(単位：人)

区分	男性職員	女性職員
育児休業の承認件数	5	2
育児休業期間延長の承認件数		
計	5	2

(3) 介護休暇の取得状況 (単位：人)

区分	介護休暇取得者数
男性職員	0
女性職員	0
計	0

4 職員の研修及び勤務成績の評定の状況(令和6年度)

(1) 職員研修の実施状況

(単位：人)

区分	研修名	人数	対象
自治研修所研修	新規採用職員	8	新規採用職員
	一般職第Ⅰ課程	6	主事、技師、保健師
	一般職第Ⅱ課程	6	主事、技師、保健師
	管理監督者第Ⅰ課程	10	新任係長
	管理監督者第Ⅱ課程	9	新任課長補佐
	管理監督者第Ⅲ課程	3	新任課長
	中堅職員	6	34歳の職員
	中堅職員	9	35～39歳の職員
	選択研修等	22	全職員
派遣研修	中央研修所・国際文化研修所	6	全職員
	市町村総合事務組合実務研修	26	全職員
内部研修	庁内実務研修(新規採用職員)	10	新規採用職員・希望職員
	庁内実務研修(課長・課長補佐・係長)	12	新規課長・課長補佐・係長
	人権・同和問題研修	261	全職員

5 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和6年度）

(1) 公務災害の認定状況（単位：件）

公務災害の種類		傷病	死亡
新規認定件数	公務災害	1	0
	通勤災害	0	0

(2) 健康診断等の状況（単位：人）

健康診断の種類	受診者数
定期健康診断	163
人間ドック（希望者）	91
V D T 健診	75
頸肩腕健診	12
ストレスチェック	219

(3) 福利厚生制度の概要

安全衛生委員会	職場の労働安全、衛生の向上・改善のため、安全衛生委員会を開催
健康診断等	定期健康診断等の実施 また、職員の心の健康保持のため相談日を毎月設置 決算額：2,633千円（健康診断）、700千円（心の健康相談）
互助会補助金	職員の福祉厚生事業を推進するため、共済会事業の一部に対し助成を行っています。 決算額：1,315千円
被服貸与	江津市職員被服等貸与に関する取扱要綱により、作業着等を貸与

(4) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

令和6年度中は該当ありませんでした。

(5) 不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

令和6年度中は該当ありませんでした。